

逐条解説 いわき市まちなか定住促進事業補助金交付要綱

令和3年7月30日作成

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進並びに地域の活性化及び良質な住宅ストックの形成を図り、人口減少下においても持続可能な都市運営の実現に寄与するコンパクトなまちづくりを推進するため、市外から移住することを目的に住宅を取得した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- ✓ 本条は、当該補助金の目的を明らかにするものです。
- 本市では、令和元年10月に立地適正化計画を策定し、人口減少下においても持続可能な都市運営を実現するため、同計画で定める「まちなか居住区域」内に居住機能の誘導を図ることとしており、その施策の一つとして、市外から移住することを目的に住宅を取得する者に対して、支援を行うものです。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 県外移住者 県外から本市に移住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。次号において「法」という。）第22条に規定する転入をした者をいう。
- (2) 市外移住者 県内の本市を除く市町村から本市に移住し、かつ、法第22条に規定する転入をした者をいう。
- (3) 定住 本市の住民として永住の意思をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の根拠地が本市にあることをいう。
- (4) 住宅 一戸建て住宅、共同住宅又は住宅部分の床面積の合計が全体の床面積の2分の1以上の併用住宅をいう。
- (5) 取得 自己の居住の用に供するため、市内の新築住宅又は中古住宅を工事請負契約又は売買契約（以下「契約」という。）により取得し、自己の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記を完了することをいう。ただし、公共工事に伴う移転補償による取得を除く。
- (6) 基準日 補助金の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）を取得した日をいう。
- (7) 誘導居住面積水準 住生活基本計画（平成23年3月15日閣議決定）に規定する水準をいう。
- (8) 市税等 本市において課税される地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市民税及び本市へ転入する前に所在地において課税される地方税法に規定する市町村税（特別区税を含む。）をいう。
- (9) 若い世代 基準日において、18歳以上40歳未満の者を有する世帯をいう。
- (10) 市内工務店 本市に本店を有する法人又は本市に住所を有し、かつ、現に居住している個人事業主をいう。
- (11) 空き家購入者 「特定非営利活動法人いわき市住まい情報センター」が運営している「空き家バンクいわき」に登録された建築物を購入した者をいう。
- (12) 低未利用地取得者 新築の行為に着手する以前において、空き地（建築物を有しない土地で土地利用が行われていない建築物の敷地をいう。）又は駐

車場（建築物を有しない駐車場に限る。）若しくは耕作地として利用されていた土地を取得した者をいう。

- (13) まちなか居住区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づき作成された「いわき市立地適正化計画」において定められた「まちなか居住区域」をいう。

- ✓ 本条は、本要綱で使用する用語の定義を明らかにするものです。
- 第1号の県外移住者は、本市に居住実態がなく、県外から本市へ転入した者を指します。海外から本市へ転入した者も、県外移住者に該当します。転入においては、住民票の異動が伴う者を指し、住民票の異動が伴っていない場合は、県外移住者に該当しません。
- 第2号の市外移住者は、本市に居住実態がなく、県内の本市を除く市町村から本市へ転入をした者を指します。転入においては、住民票の異動が伴う者を指し、住民票の異動が伴っていない者は、市外移住者に該当しません。
- ただし、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故等により県外又は市外へ避難していた場合は、届出避難場所証明書で県外又は市外へ避難していたことを確認できれば、住民票の異動が伴っていても該当します。
- 第3号の定住は、本市の住民として永住の意思をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の根拠地が本市にあることをいいます。
- 第4号の住宅は、一戸建て住宅、共同住宅又は住宅部分の床面積の合計が全体の床面積の2分の1以上の併用住宅をいいます。
- 第5号の取得は、自己の居住の用に供するため、市内の新築住宅又は中古住宅を工事請負契約又は売買契約により取得し、自己の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記を完了することをいいます。（持ち分は2分の1以上）親族等からの売買においても、契約行為や登記が伴う行為であれば該当します。ただし、第三者へ売却又は賃貸することを目的とする場合は、自己の居住の用に供さないため、該当しません。また、公共工事に伴い、相当の移転補償費を受けて住宅を取得する場合も、該当しません。
- 第6号の基準日は、取得した住宅の登記事項証明書において登記が完了した日を指します。

- 第7号の誘導居住面積水準は、住生活基本法に基づく住生活基本計画に規定する水準を指します。申請者と同居する者の人数や年齢に応じて、豊かな住生活の実現の前提として必要と考えられる住宅の面積となります。取得する住宅の登記完了日における年齢での適用になります。
- 第8号の市税等は、本市において課税される市民税及び本市へ転入する前に所在地において課税される市町村税を指します。
- 第9号の若い世代は、取得する住宅の登記完了日において、18歳以上40歳未満の者を指します。
- 第10号の市内工務店は、本市に本店を有する法人又は本市に住所を有し、かつ、現に居住している個人事業主を指します。
- 第11号の空き家購入者は、空き家バンクいわきに登録された建築物を購入した者を指します。
- 第12号の低未利用地取得者は、新築の行為に着手する以前において、建築物を有しない土地で土地利用が行われていない敷地又は建築物を有しない駐車場若しくは耕作地として利用されていた土地を取得した者を指します。
- 第13号のまちなか居住区域は、いわき市立地適正化計画において定められたまちなか居住区域をいいます。なお、社会情勢等の変化に伴い、まちなか居住区域は変更される場合があり、補助金交付申請の時点において適合していなければなりません。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県外移住者又は市外移住者で、まちなか居住区域に定住すること。
- (2) 当該住宅の所有者（持ち分が2分の1以上）であること。
- (3) 補助金交付年度の翌年度から起算して3年以上継続して、第6条の補助対象住宅に定住すること。
- (4) 原則として、補助金交付年度内に本市への移住が完了していること。
- (5) 定住する直前の住所がある市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に、基準日以前の期間が1年以上記録されていること。ただし、住宅取得前に移住準備等のため、市内に居住した場合は、転入の届出日から住宅の取得に係る契約を締結する日までの期間が1年未満であり、かつ、居住する直前の住所がある市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に転入の届出日以前の期間が1年以上記録されていること。
- (6) 世帯全員が第11条第1項による補助金の実績報告日において納期限の到来している市税等を完納していること。
- (7) 国、地方公共団体その他公的な機関から、第5条に規定する補助対象となる経費について、補助金等を交付され、又は交付の決定を受けていないこと。
- (8) 暴力団関係者（いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第2号の暴力団員及び同条第7号の社会的非難者をいう。）でないこと。

- ✓ 本条は、補助金の交付対象者の条件について定めるものです。
- 第1号として、県外移住者又は市外移住者でまちなか居住区域に定住する者でなければなりません。
- 第2号として、取得する住宅の所有者（持ち分が2分の1以上）でなければなりません。実績報告時には、建物の登記事項証明書の提出により所有者であることを確認します。
- 第3号として、補助金交付年度の翌年度から3年以上継続して、補助対象住宅に定住する者でなければなりません。交付の翌年度から3年間においては、第13条の規定により、毎年度末までに定住状況の報告書を市へ提出することになります。

- 第4号として、原則として、補助金交付年度内に本市への移住が完了しなければなりません。住宅の建築工事の遅延等やむを得ない理由により、補助金交付年度内に本市への移住が完了できない場合は、補助金交付の繰越しが可能となる場合がありますので、お早めにご相談ください。
- 第5号として、移住する直前の住所がある市町村の住民基本台帳に、住宅取得日以前の期間が1年以上記録されている必要があります。ただし、住宅取得前に移住準備等のため、市内に仮住まいとして居住した場合は、転入の届出日から住宅取得に係る契約の締結日までの期間が1年未満であり、かつ、移住する直前の住所がある市町村の住民基本台帳に転入の届出日以前の期間が1年以上記録されている必要があります。また、移住する以前の住所が、転勤等により複数の市町村を転々としている場合は、住宅契約以前の1年以上、市外に居住していたことが証明できれば対象となります。交付申請時に提出する契約書や、実績報告時に提出する世帯全員の住民票や戸籍の附表、住民票の除票により確認します。なお、東日本大震災等に伴い、県外又は市外に、住民票を伴わない避難をしていた場合は、届出避難場所証明書で市外へ避難していたことを証明できれば対象となります。
- 第6号として、受益と負担の観点から、世帯全員が市税等を完納していなければなりません。実績報告時に、世帯全員分の納税証明書の添付が求められ、移住完了時点での到来している納期限を完納しているか確認します。
- 第7号として、国、地方公共団体その他公的な機関から、住宅取得に係る補助金等の交付を受けてはいけません。環境負荷軽減機器（太陽光発電システム等）設置費に係る補助金等の住宅取得経費以外の補助金との併用は可能です。
- 第8号として、暴力団関係者であってはなりません。交付申請時において、暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書の添付が求められます。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付は、第3条の補助対象者が第6条の補助対象住宅を取得した場合について行う。

- ✓ 本条は、補助金の交付対象について定めるものです。
- 本条について、補助金の交付は、補助の対象となる住宅を取得し本市への移住の完了が確認された場合に、交付するものとします。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる経費を除く住宅取得に係る経費（消費税を除く。）とする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等の居住の用に供する建築物の建築及び購入以外に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外の経費
- (4) 国又は地方公共団体が行う補助金を活用する場合の当該対象経費

- ✓ 本条は、補助金の対象経費について定めるものです。
- 対象経費は住宅取得に係る経費のみで、第1号から第4号に示す経費は対象外とします。交付申請時に提出を求める工事請負契約書または売買契約書にて、住宅取得に係る経費の確認をします。

(補助対象住宅)

第6条 補助対象住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たす住宅とする。

- (1) 取得した日が令和2年4月1日以後のものであること。
- (2) 建築基準法等の関係法令に適合していること。
- (3) 一戸建て住宅にあっては、その延べ面積は誘導居住面積水準のうち一般型誘導居住面積水準を満たしていること。
- (4) 共同住宅にあっては、その延べ面積は原則として、誘導居住面積水準のうち都市居住型誘導居住面積水準（当該水準により算出した面積が75㎡超の場合は、75㎡）を満たしていること。
- (5) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された中古住宅にあっては、いわき市木造住宅耐震診断者派遣事業等による耐震診断を受けていること。ただし、耐震診断の結果により、耐震改修が必要とされた住宅にあっては、耐震改修工事が完了しているものであること。

✓ 本条は、補助対象住宅について定めるものです。

➤ 第1号として、住宅の取得は、当事業が実施された令和2年4月1日以後でなければなりません。

➤ 第2号として、取得した住宅は、建築基準法等の関係法令に適合していなければなりません。交付申請時には建築確認済証を、実績報告時には検査済証の提出が求められます。ただし、中古住宅において、確認済証及び検査済証の提出ができない場合は、本市建築指導課で交付する証明書の提出等、建築基準法等に適合した住宅であることを証明する資料の提出を求める場合があります。

➤ 第3号として、一戸建て住宅の延べ面積は、誘導居住面積水準のうち、一般型誘導居住面積水準を満たしている必要があります。

➤ 第4号として、共同住宅の延べ面積は、世帯人数に応じて、誘導居住面積水準のうち、都市居住型誘導居住面積水準を満たしている必要があります。

➤ 第5号として、取得した住宅が、昭和56年5月31日以前に建築主事の建築確認が行われ着工した住宅にあっては、いわき市木造住宅耐震診断者派遣事業等による耐震診断を受けている必要があります。ただし、耐震診断の結果により、耐震改修が必要とされた住宅にあっては、耐震改修工事が完了しているものでなければなりません。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、第5条に規定する経費に2分の1を乗じて得た額と、次の各号に掲げる額並びに第2項及び第3項の合計額とを比較していずれか低い額とし、県外移住者については1件あたり150万円を、市外移住者については1件あたり130万円を上限とする。

(1) 基本額は、次のとおりとする。

ア 県外移住者のうち、まちなか居住区域に定住する者で誘導居住面積水準を満たす住宅の場合 45万円

イ 市外移住者のうち、まちなか居住区域に定住する者で誘導居住面積水準を満たす住宅の場合 90万円

(2) 県外移住者の加算額は、次のとおりとする。

ア 定住後の世帯構成に若い世代を含む場合 5万円

イ 市内工務店と契約して新築した場合 5万円

ウ 空き家購入者又は低未利用地取得者の場合 10万円

(3) 市外移住者の加算額は、次のとおりとする。

ア 定住後の世帯構成に若い世代を含む場合 15万円

イ 市内工務店と契約して新築した場合 15万円

ウ 空き家購入者又は低未利用地取得者の場合 10万円

2 県外移住者については、「来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱（平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知）」に定める要件に該当する場合には、当該事業の補助金交付要綱（次項において「県要綱」という。）に基づき、基本額として45万円加算するほか、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を加算する。ただし、福島県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

(1) 前項第2号アからウまでのいずれにも該当する場合 20万円

(2) 前項第2号ア及びイに該当する場合 10万円

(3) 前項第2号ア又はイに該当する場合 5万円

(4) 前項第2号ア又はイに該当し、かつ、同号ウに該当する場合 15万円

(5) 前項第2号ウに該当する場合 10万円

3 県要綱に基づき、県外移住者については、第1項第2号ア又はイに該当する

場合は、加算額として該当する区分毎に10万円を加算する

4 前3項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- ✓ 本条は、補助金の金額について定めているものです。
- 補助金の額は、第1項から第4項に基づく、市補助額と県補助額の合計額となります。ただし、補助対象経費の2分の1が、この合計額を下回る場合は、補助対象経費の2分の1が補助額となります。
- 補助額の算出方法は、次の例示に示すとおりです。

□ 県外移住者

パターン① 基本額のみ

市の補助額 45万円	県の補助額 45万円(補助基本額のみ)
基本額 45万円	補助基本額 45万円(市補助額と同額)

↓

基本額

パターン② 基本額+若い世代+市内業者+低未利用地取得

市の補助額 65万円(45万円+5万円+5万円+10万円)				県の補助額 85万円(65万円+10万円+10万円)		
基本額 45万円	若い世代 5万円	市内業者 5万円	低未利用地取得 10万円	補助基本額 65万円(市補助額と同額)	若い世代 10万円	市内業者 10万円

↓

基本額(+加算額)

※低未利用地取得は県補助対象外

パターン③ 基本額+若い世代+市内業者

市の補助額 55万円(45万円+5万円+5万円)			県の補助額 75万円(55万円+10万円+10万円)		
基本額 45万円	若い世代 5万円	市内業者 5万円	補助基本額 55万円(市補助額と同額)	若い世代 10万円	市内業者 10万円

↓

基本額(+加算額)

パターン④ 基本額＋若い世代or市内業者

市の補助額 50万円(45万円+5万円)		県の補助額 60万円(50万円+10万円)	
基本額	若い世代 or市内工 務店	補助基本額	若い世代 or市内工 務店
45万円	5万円	50万円(市補助額と同額)	10万円

↓

基本額(+加算額)

↑

パターン⑤ 基本額＋若い世代or市内業者＋低未利用地取得

市の補助額 60万円(45万円+5万円+10万円)			県の補助額 70万円(60万円+10万円)	
基本額	若い世代 or市内工 務店	低未利用 地取得	補助基本額	若い世代 or市内工 務店
45万円	5万円	10万円	60万円(市補助額と同額)	10万円

↓

基本額(+加算額)

※低未利用地取得は県補助対象外

パターン⑥ 基本額＋低未利用地取得

市の補助額 55万円(45万円+10万円)		県の補助額 55万円(補助基本額のみ)	
基本額	低未利用 地取得	補助基本額	
45万円	10万円	55万円(市補助額と同額)	

↓

基本額(+加算額)

※低未利用地取得は県補助対象外

市外移住者

パターン① 基本額

市の補助額 90万円
基本額
90万円

パターン② 基本額＋若い世代＋市内業者＋低未利用地取得

市の補助額 130万円(90万円+15万円+15万円+10万円)			
基本額	若い世代	市内 業者	低未利用 地取得
90万円	15万円	15万円	10万円

パターン③ 基本額＋若い世代＋市内業者

市の補助額 120万円(90万円+15万円+15万円)		
基本額	若い世代	市内業者
90万円	15万円	15万円

パターン④ 基本額＋若い世代or市内業者

市の補助額 105万円(90万円+15万円)	
基本額	若い世代 or市内工務店
90万円	15万円

パターン⑤ 基本額＋若い世代or市内業者＋低未利用地取得

市の補助額 115万円(90万円+15万円+10万円)		
基本額	若い世代 or市内工務店	低未利用地取得
90万円	15万円	10万円

パターン⑥ 基本額＋低未利用地取得

市の補助額 100万円(90万円+10万円)	
基本額	低未利用地取得
90万円	10万円

(申請書の提出期日等)

第8条 規則第4条第1項に規定する期日は、市長が別に定める日とする。

2 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、いわき市まちなか定住促進事業補助金事業計画書(第1号様式)とする。

3 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 誓約書

(2) 同意書

(3) 住宅取得等に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し

(4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証の写し

(5) 住宅と住宅以外の用途を併用する住宅の場合は住宅部分と住宅以外の部分とその面積が確認できる図面

(6) 昭和56年5月31日以前に着工した住宅である場合には、耐震診断(一般診断)結果報告書の写し

(7) 前号の耐震診断を行い耐震改修が必要とされた住宅である場合には、耐震改修が済んでいることが分かる工事報告書

(8) その他市長が必要と認める書類

4 前条第1項第2号又は同項第3号に該当する補助金の加算を申請する場合は、次の書類を提出するものとする。

(1) 前条第1項第2号ア又は同項第3号アに該当する場合 若い世代を有する世帯構成であることが確認できる書類

(2) 前条第1項第2号イ又は同項第3号イに該当する場合 市内工務店を利用していることが確認できる法人登記事項証明書等の書類

(3) 前条第1項第2号ウ又は同項第3号ウに該当する場合 空き家購入者又は低未利用地取得者であることをそれぞれ確認ができる「空き家バンクいわき」に登録された物件であることが確認できる書類又は基準日以前の土地の登記事項証明書若しくは申立書等の書類

(4) その他市長が必要と認める書類

5 規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

- ✓ 本条は、交付申請の提出期日等を定めています。
- 第1項では、交付申請の提出期日を定めており、県の補助金との調整のため、市長が別に定める日として、毎年度別途決定し、募集にあたってのパンフレットやホームページでお知らせします。原則、補助対象者は、年度内に交付申請を行い、且つ、住宅を取得しなければなりません。しかし、工事の進捗等により、当初の工程から変更となり、年度内の住宅取得が困難となる場合は、別途協議が必要となります。
- 第2項では、交付申請書に添付する事業計画書を定めており、本要綱で定める「いわき市まちなか定住促進事業補助金事業計画書」を提出することとしています。
- 第3項では、補助金等交付申請書に添付するその他書類を定めており、次の書類を提出することとしています。
- 第1号として、本市に永住の意思を持って居住することを記す誓約書を添付していただきます。
- 第2号として、暴力団関係者に該当しないことを表明し、その旨を警察等関係機関へ照会することへの同意書を添付していただきます。
- 第3号として、まちなか居住区域内における住宅取得に係る契約行為を証明する売買契約書又は工事請負契約書の写しを添付していただきます。契約書では、補助対象経費（住宅取得費）を確認するため、内訳書等を添付していただく場合があります。
- 第4号として、取得する住宅について建築基準法の規定により交付を受けた確認済証の写しを添付していただきます。ただし、取得する住宅が中古住宅であり、且つ、確認済証の写しを添付できない場合は、建築基準法等に適合した住宅であることを証明できる書類を添付する必要があるため、別途協議が必要となります。
- 第5号として、住宅と住宅以外の用途を併用する住宅の場合は住宅部分と住宅以外の部分とその面積が確認できる図面を添付していただきます。図面では、住宅部分が居住誘導面積水準を満たしているか確認します。
- 第6号として、昭和56年5月31日以前に建築主事の建築確認が行われ着工した住宅を取得する場合には、耐震診断（一般診断）結果報告書の写しを

添付していただきます。耐震診断（一般診断）結果報告書では、取得する住宅の耐震性を確認します。

- 第7号として、前号の耐震診断を行い耐震改修が必要とされた住宅である場合には、耐震改修が済んでいることが分かる工事報告書等を添付していただきます。
- 第8号として、補助対象者によって、前号までに示す書類のほか、事務局が必要と判断した書類の添付を求める場合があります。
- 第4項では、補助金の加算を申請する場合に、提出する書類を定めています。
- 第1号として、若い世代を有する世帯構成の加算を受ける場合は、運転免許証等、年齢が確認できる書類を添付していただきます。
- 第2号として、市内工務店と契約して新築する加算を受ける場合は、その会社の法人登記事項証明書や営業許可書等を添付していただきます。
- 第3号として、空き家購入者又は低未利用地取得者を受ける場合は、「空き家バンクいわき」に登録された物件であることが確認できる書類又は基準日以前の土地の登記事項証明書若しくは申立書等の書類を添付していただきます。
- 第4号として、前号までに示す書類のほか、その他に必要と判断した書類の添付を求める場合があります。
- 第5項では、補助金等交付規則で提出書類を定めている収支予算書及び前年度決算書は、提出を要さないこととしています。

(軽微な変更)

第9条 規則第7条第1項の軽微な変更は、補助金額の変更を伴わない経費所要額等の変更とする。

(着手届及び完了届)

第10条 規則第10条に規定する補助事業着手届及び完了届の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、補助事業等が完了した日の属する年度の末日までに行なわなければならない。

2 規則第12条第1号に規定する書類は、同条ただし書の規定により提出を省略するものとする。

3 規則第12条第2号の書類は、次のとおりとする。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票、住民票除票の写し

(3) 世帯全員の納税証明書（課税がない者にあつては、非課税証明書）

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証の写し

(5) 建物登記簿の全部事項証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

➡ 本条は、移住完了後における実績報告について定めています。

➤ 第1項では、補助金等実績報告書の提出は、本市への移住が完了した日の属する年度の末日（3月31日）までに行なわなければならないとしています。なお、本市への移住が完了し、実績報告書の提出が可能となった時点で、速やかに手続きを行ってください。

➤ 第2項では、補助金等交付規則で提出を定めている収支決算書は、提出を要さないこととしています。

➤ 第3項では、補助金等実績報告書に添付するその他書類を定めており、次の書類を提出することとしています。

➤ 第1号として、取得した住宅に居住する世帯全員の住民票の写しを添付していただきます。世帯全員とは、世帯が同一、別であることは関係なく、申請者と同居する者全員を指します。

➤ 第2号として、本市への転入の前に、市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票、住民票除票の写しを添付していただきます。

➤ 第3号として、申請者と同居する世帯全員の納税証明書を添付していただ

きます。課税がない者にあつては、非課税証明書を添付し、実績報告時点において到来している納期限の市税等が完納されているか確認します。

- 第4号として、建築基準法の規定により交付を受けた検査済証の写しを添付していただきます。ただし、取得した住宅が中古住宅であり、且つ、確認済証の写しを添付できない場合は、建築基準法に準拠して設計された住宅であることを証明できる書類を添付する必要があるため、別途協議が必要です。
- 第5号として、建物登記簿の全部事項証明書を添付していただきます。
- 第6号として、前号までに示す書類のほか、事務局が必要と判断した書類の添付を求める場合があります。

(財産の処分の制限)

第12条 本事業により住宅取得等を行った住宅が、規則第17条の規定に基づき財産処分の制限を受ける期間は、10年とする。

- ➡ 本条は、取得した住宅の処分に関する制限について定めています。
- 第12条として、当補助金の交付により取得した住宅は、10年間処分することを認めません。また、自己の居住の用に供することを目的としていることから、第三者に売却することも同様に認められません。

(状況の報告)

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間における居住の継続状況をいわき市まちなか定住促進事業補助金状況報告書(第2号様式)により毎年度末までに市長へ報告しなければならない。

- ➡ 本条は、取得した住宅にて継続して居住していることの状況報告について定めています。
- 第13条として、補助金の交付を受けた者は、本市への移住を完了した日の属する年度の翌年度から起算した3年間において、居住の継続状況をいわき市まちなか定住促進事業補助金状況報告書(第2号様式)により、毎年度末までに市長へ報告しなければなりません。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。